

○福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第四十四号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 削除

第三章 介護予防訪問入浴介護（第六条―第十一条）

第四章 介護予防訪問看護（第十二条・第十三条）

第五章 介護予防訪問リハビリテーション（第十三条の二・第十四条）

第六章 介護予防居宅療養管理指導（第十五条・第十六条）

第七章 削除

第八章 介護予防通所リハビリテーション（第二十四条―第二十六条）

第九章 介護予防短期入所生活介護（第二十七条―第三十七条）

第十章 介護予防短期入所療養介護（第三十八条―第四十四条）

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護（第四十五条―第五十一条）

第十二章 介護予防福祉用具貸与（第五十二条―第五十六条）

第十三章 特定介護予防福祉用具販売（第五十七条―第五十九条）

第十四章 雑則（第六十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例（平成二十四年福島県条例第八十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 削除

（平二七規則二七）

第三条から第五条まで 削除

（平二七規則二七）

第三章 介護予防訪問入浴介護

（指定介護予防訪問入浴介護の従業者に関する基準）

第六条 条例第四十八条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者（同条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 看護職員（条例第四十八条第一項第一号に規定する看護職員をいう。第十条において同じ。） 一以上
 - 二 介護職員 一以上
- 2 条例第四十八条第一項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（平二七規則二七・旧第七条繰上）

（電磁的方法）

第七条 条例第五十条の二第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法
 - ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第五十条の二第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(条例第二百六十六条に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第五十条の二第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(平二七規則二七・追加、令六規則三〇・一部改正)

(費用)

第八条 条例第五十一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

第九条 削除

(平二七規則二七)

(基準該当介護予防訪問入浴介護の従業者の員数)

第十条 条例第五十九条第一項に規定する従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者(同項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 看護職員 一以上

二 介護職員 一以上

(準用)

第十一条 第七条及び第八条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第五十条の二第一項」と、第八条中「条例第五十一条第三項」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第四章 介護予防訪問看護

(指定介護予防訪問看護の従業者に関する基準)

第十二条 条例第六十四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 指定介護予防訪問看護ステーション 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。

ア 看護職員（条例第六十四条第一項第一号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。） 常勤換算方法で、二・五以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員について適当数

2 条例第六十四条第一項第一号アの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

(準用)

第十三条 第七条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例第五十条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

(指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者に関する基準)

第十三条の二 条例第七十九条第一項各号に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（同項に定める指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

(平三〇規則二二・追加)

(準用)

第十四条 第七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(指定介護予防居宅療養管理指導の従業者の員数)

第十五条 条例第八十八条第一項に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。

ア 医師又は歯科医師 一以上

イ 薬剤師、歯科衛生士（同条に規定する歯科衛生士をいう。）又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師 一以上

(平三〇規則二二・一部改正)

(準用)

第十六条 第七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第九十三条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第九十三条において準用する条例第五十条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第七章 削除

(平二七規則二七)

第十七条から第二十三条まで 削除

(平二七規則二七)

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーションの従業者に関する基準)

第二十四条 条例第百十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員（条例第百十七条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（条例第百二十条第四号に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること又は利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方

法で〇・一以上確保されること。

3 条例第百十七条第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

(設備に関する基準)

第二十五条 条例第百十八条第一項の規則で定める面積は、三平方メートルに利用定員(条例第百二十条第四号に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積とする。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

(平三〇規則二二・一部改正)

(費用)

第二十五条の二 条例第百十八条の二第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第二号に掲げる費用については、基準省令第百十八条の二第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(平二七規則二七・追加)

(準用)

第二十六条 第七条及び第二十五条の二の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第百二十三条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第百二十三条において準用する条例第五十条の二第一項」と、第二十五条の二中「条例第百十八条の二第三項」とあるのは「条例第百二十三条において準用する条例第百十八条の二第三項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第九章 介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第二十七条 条例第百二十九条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者(同条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医師 一以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例第百二十九条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護職員(条例第百二十九条第一項第三号に規定する看護職員をいう。以下この条、第三十三条及び第三十五条において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた
適当数

2 前項第二号及び第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第百二十九条第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員(条例第百二十九条第一項に規定する利用定員をいう。以下この条及び次条において同じ。)が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

5 条例第百二十九条第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(令三規則二五・一部改正)

(指定介護予防短期入所生活介護の設備及び備品の要件)

第二十八条 条例第百三十二条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるい

ずれかの要件とする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第四百四十二条において準用する条例第二百十条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第四百四十二条において準用する条例第二百十条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第三百三十二条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第三百三十二条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - イ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積

は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

三 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第百三十二条第七項第一号の規則で定める幅は、一・八メートル以上（両側に居室その他利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）の幅にあつては、二・七メートル以上）とする。

（平二七規則二七・令三規則二五・一部改正）

（指定介護予防短期入所生活介護の費用）

第二十九条 条例第百三十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第百三十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百三十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第百三十五条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜

のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百三十五条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第百三十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(準用)

第三十条 第七条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第百三十三条第二項において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第百三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備及び備品等の要件)

第三十一条 条例第百五十三条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百五十九条において準用する条例第百四十二条において準用する条例第百二十条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第百五十九条において準用する条例第百四十二条において準用する条例第百二十条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百五十三条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の

抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第百五十三条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものとする。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（条例第百五十六条第三号の利用定員をいう。以下この条において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとする。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとする。

二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

- 4 条例第百五十三条第七項の規則で定める幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えないこととする。

(平二七規則二七・令三規則二五・一部改正)

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の費用)

第三十二条 条例第百五十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第百五十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百五十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(基準省令第百五十五条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百五十五条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 3 条例第百五十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる

ものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の職員配置)

第三十三条 条例第百五十七条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第三十四条 第七条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百三十三条第二項において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例第百三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

(共生型介護予防短期入所生活介護の施設に関する基準)

第三十四条の二 条例第百六十四条の二第一号の規則で定める居室に係る基準は、指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上とすること。

(平三〇規則二二・追加)

(準用)

第三十四条の三 第二十九条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第百三十五条第三項」とあるのは「条例第百六十四条の三において準用する条例第百三十五条第三項」と、同条第三項中「条例第百三十五条第四項」とあるのは「条例第百六十四条の三において準用する条例第百三十五条第四項」と読み替えるものとする。

(平三〇規則二二・追加)

(基準該当介護予防短期入所生活介護の従業者に関する基準)

第三十五条 条例第百六十六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者（同条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 生活相談員 一以上
 - 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（条例第百六十八条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 機能訓練指導員 一以上
 - 五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 条例第百六十六条第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
 - 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、条例第百六十六条第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（令三規則二五・一部改正）

（基準該当介護予防短期入所生活介護の設備の基準）

第三十六条 条例第百六十九条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - イ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（条例第百六十八条第一項に規定する利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

- 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(準用)

第三十七条 第七条及び第二十九条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第三百三十三条第二項において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第三百三十三条第一項」と、第二十九条中「条例第三百三十五条第三項」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第三百三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第十章 介護予防短期入所療養介護

(指定介護予防短期入所療養介護の従業者の員数)

第三十八条 条例第七十三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（条例第七十三条第一項第一号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第四十三条において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 利用者（条例第七十九条に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上
- 三 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員 看護職員又は介護職員の員数の合計を常勤換算方法で利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすることかつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために、それぞれ必要な数以上

(平三〇規則二二・令六規則三〇・一部改正)

(指定介護予防短期入所療養介護の設備の基準)

第三十九条 条例第百七十四条第一項第三号アの規則で定める面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。

(令六規則三〇・一部改正)

(指定介護予防短期入所療養介護の費用)

第四十条 条例第百七十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 基準省令第百九十条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第百九十条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用(基準省令第百九十条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- 六 理美容代
- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負

担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百九十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第百七十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(準用)

第四十一条 第七条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第百八十一条において準用する条例第百三十三条第二項を準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第百八十一条において準用する条例第百三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の設備に関する基準)

第四十一条の二 条例第百九十一条第二項の規則で定める設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(1) 病室

- (一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
- (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

- (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ

と。

(二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(三) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号ア(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

2 条例第百九十一条第三項の規則で定める設備に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(1) 病室

- (一) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
- (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

- (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (三) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

- 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

- 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号ア(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(令六規則三〇・追加)

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の費用)

第四十二条 条例第百九十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第二百六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第二百六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(基準省令第二百六条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第二百六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第九十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の職員配置)

第四十三条 条例第九十四条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第四十四条 第七条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例第八十一条において準用する条例第三十三条第二項において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例第八十一条において準用する条例第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準)

第四十五条 条例第二百三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例第二百二条に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。)の数が百又はその端数を増すごとに一以上

二 看護職員(条例第二百三条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 看護職員の数は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法

で、一以上

- (2) 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上

二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービス利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 看護職員の数、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 総利用者数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ウ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

- 四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 3 前二項の利用者及び居宅サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、当該介護職員及び看護職員のうちいずれか一人を常勤とするものとする。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに相当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービス利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号ア及び第二項第二号アの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。
- 一 条例第二百七条において準用する条例第四百条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（平二七規則二七・平三〇規則二二・令六規則三〇・一部改正）

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の設備に関する基準）

第四十六条 条例第二百五条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第二百五条第四項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 介護居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の費用)

第四十七条 条例第二百十条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第四十八条 第七条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第二百六条第四項において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第二百六条第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者に関する基準)

第四十九条 条例第二百二十七条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上

三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生

活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービス利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービス利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上及び利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上

三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び居宅サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定介護予防特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービス利用者をいう。次項において同じ。）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の設備に関する基準）

第五十条 条例第二百二十九条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、

円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第二百二十九条第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(準用)

第五十一条 第七条及び第四十七条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第二百三十条第四項において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第二百三十条第一項」と、第四十七条中「条例第二百十条第三項」とあるのは「条例第二百三十四条において準用する条例第二百十条第三項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第十二章 介護予防福祉用具貸与

(指定介護予防福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数)

第五十二条 条例第二百三十八条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第五十三条 条例第二百四十一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具(条例第二百三十七条に規定する福祉用具をいう。)の搬出入に特別な措置

が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第五十四条 第七条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第二百四十八条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第二百四十八条において準用する条例第五十条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

(基準該当介護予防福祉用具貸与の福祉用具専門相談員の員数)

第五十五条 条例第二百五十二条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(準用)

第五十六条 第七条及び第五十三条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第二百五十三条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第二百五十三条において準用する条例第五十条の二第一項」と、第五十三条中「条例第二百四十一条第三項」とあるのは「条例第二百五十三条において準用する条例第二百四十一条第三項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の員数)

第五十七条 条例第二百五十五条第一項に規定する福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

(費用)

第五十八条 条例第二百五十九条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 特定介護予防福祉用具（条例第二百五十四条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。）の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第五十九条 第七条の規定は、指定介護予防福祉用具販売の事業について、準用する。この

場合において、同条第一項中「条例第五十条の二第二項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第五十条の二第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五十条の二第一項」とあるのは「条例第二百六十二条において準用する条例第五十条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平二七規則二七・一部改正)

第十四章 雑則

(その他)

第六十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 基準条例附則第五項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第二十八条第三項第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は適用しない。

3 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十二号。以下「基準条例施行規則」という。）附則第四項の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第三十一条第三項第一号イ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 基準条例施行規則附則第三項の適用を受けて受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合につい

ては、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第三十六条第一号ア及びイ並びに第二号アの規定は、適用しない。

5 当分の間、居宅サービス利用者のうち認定省令附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、第四十五条第二項第二号ア中「三」とあるのは「十」と、第四十九条第二項第二号中「居宅サービス利用者の数が十」とあるのは「居宅サービス利用者の数が三十」とする。

6 平成十八年四月一日前から引き続き存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第四十六条第二項第一号ア及び第五十条第二項第一号アの規定は、適用しない。

7 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)については、第五十条第二項第一号アの規定は、適用しない。

8 第四十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数

(平三〇規則二二・追加)

9 第四十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準

は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

(平三〇規則二二・追加)

(東日本大震災復興特別区域法による指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)

- 10 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年／内閣府／厚生労働省／令第九号）第九条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第六条第一項に規定する認定復興推進計画について、同法第四条第九項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第十三条の二第一号の規定の適用については、平成三十三年三月三十一日までの間は、同号中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業の実情に応じた適当数」とする。

(平三〇規則四八・追加)

附 則（平成二七年規則第二七号）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに

指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二章の規定は、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第三条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第三条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧規則第四条（第二十条及び第二十三条において準用する場合に限る。）及び第十七条から第二十三条までの規定は、なおその効力を有する。

（改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第四条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされるこの規則による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平二八規則二六・追加）

附 則（平成二八年規則第二六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二条第三号に規定する指定介護予

防サービスを行っている事業所におけるこの規則による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十五条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導従業者の員数のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）の員数については、改正前の規則第十五条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成三〇年規則第四八号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（ユニットの定員に係る経過措置）

2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十一条第三項第一号ア(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、改正後の規則第二十七条第一項第三号及び第三十三条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則第三十一条第三項第一号ア(3)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

附 則（令和六年規則第三〇号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。